

	意見・質問	回答等
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>1 平成23年度資材価格実態調査業務</p> <p>事業が行われる際に、必ず資材の価格を調査する業務は行われるのか。</p>	<p>条件にもよるが、通常の土木事業に関しては、概ね行われている。</p>
	<p>2 図書の購入</p> <p>a 今回は版元が他の書店に販売しなかったのが、応札者が1者になったということか、常識的には版元の価格競争力が強いので、一般の書店が競争入札に応じても落札はできないのでは。</p> <p>b 水産小六法175冊は、いつもその数か。</p>	<p>a 版元はかなり安い価格で札を入れてきており、1者応札の改善策も考えなければいけないため、版元に1者独占のような形で契約をするより、取次店を通したほうが儲けが出るのではないかと話をしたが、昔からのおつき合いなので、その関係を保ちたいとの回答だった。</p> <p>b 大体200部前後で、前回は急ぐところとそれほど急がないところと分けて、分割発注したが、今回は1者しかないと推測されたが、一般競争入札をしなければいけないことから、一括で175部の契約になった。</p>
	<p>3 用船1隻</p> <p>a 見積書に見積人と代理人が併記されているが、その役割は何か。代理人は法律行為として、見積金額そのものの事実上決裁権限ある場合などに通常は使うが、すべて窓口に代理人を立てて、見積人自身とは交渉しないということか。</p> <p>b 1者応札になった原因を説明をもらいたい。</p>	<p>a 見積もりは、民法で認められている代理人にすべて任せている。</p> <p>b 水産庁の取締は、違反船に対してだ捕・送致まで持つていくので、毎回応募する時に、漁業取締の安定性及び効率性な確保していくため、乗組員の経験等を仕様書で入れているので、新規参入が抑制され、1者応札につながっていると考えている。改善策として、公示期間や準備期間を十分にとつて、少しでも新規参入が進むよう努力したい。</p>
	<p>4 無人水中観測システム「みずなぎ」作動確認試験等業務</p> <p>a 落札率が98.9%で、かなり100%に近いが、この理由は何か。</p> <p>b 一覧表のすぐ上に、A社がやはり同じように落札していて、こちらは80.9%になっているが、これは応札者が4者いたことで、競争が働いたということか。</p>	<p>a 海洋調査のために造られた特殊な機器で、作動確認には、知見や技術が必要になり、製作者であるA社でないとなかなか参加できないということで、1者応札になり、落札率が高いのは、十数年同じような契約をしており、例年の契約状況と、前回調査時に生じた箇所等のメンテナンスもあり、それらを勘案しながら、価格を決めていくという部分がある。</p> <p>b これはドック契約で、この場合は、大体できそうな造船会社が手を挙げてるので、かなり落札額の幅があった。</p>

委員からの意見・質問、それに対する回答等

5 衛星船舶電話端末装置設置業務

この件に限らず、今後抽出案件については、予定価格を作成した時の積算表の原本を見せてもらいたい。

了解しました。

6 平成23年度廃船FRP漁船の魚礁等への活用実証事業一式

a 入札の結果に至るいきさつと、1者応札になった理由説明してもらいたい。

a 廃船のFRP漁船を使った魚礁をつくるという、新しいものを考案するためのノウハウという点で、実施可能な者として1者しか応募がなかったと考えており、1者応札アンケート結果では、当社ではできない部分の業務が含まれているという回答が多い。改善策は、入札説明書等の仕様を詳細に示すことと、次年度以降は、魚礁を新たにつくる業務はなくなり、調査部分が大部分になるので、1者応札はないと考えている。

b 技術点の比率が非常に高いが、この業務に関しては技術的な部分が高度なものが要求されるという理解でよいか、また、価格点と技術点の配分の割合は、誰が、どういうふうに決めているのか。

b そのとおり。農水省の中で総合評価落札方式を採用する場合の点数の算定方法は価格点と技術点の割合が1対1から1対3の中で行うことが統一的に決まっています。発注者側の担当課が、1対3である必要との案を出して、水産庁及び農水省で1対3で妥当かを確認した上で決定している。その際の価格は予定価格の範囲内であることが前提条件。

7 平成23年度水産物流通情報リアルタイム提供委託事業のうち漁業に関する国際規律の形成が世界の漁業・水産業に及ぼす影響調査検討事業一式

21、22、23の3年度で1つのシリーズのようだが、内容の連続性については、どういうふうに担保しているのか。

基本的に3年間、WTOという1つの大きなテーマだが、その中で経済的な問題意識と法的な問題意識を、その年その年でテーマが少しずつ違う中で、この事業を3年間行っている。

8 平成23年度海面養殖業振興対策事業のうち新たなノリ色落ち対策技術開発のうち沿岸海域の栄養塩管理技術の開発委託事業一式

a 9団体それぞれと契約しているのか、それとも代表との契約なのか、契約上の責任は誰が負うのか。

a 昨年は契約は1本で、9者が入った契約だったが、23年度は共同研究機関を作ってグループ提案という形にして、この代表機関である独立行政法人水産総合研究センターが契約上の責任を負う。

b 落札率100%の理由は何か。

b 総合評価落札方式の特徴として、基本的に技術点の一番高いところから見積書を徴収し、その見積書を参考にするため、大体100%近い数字が出てくる。

<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>9 放射性物質影響解明調査</p> <p>過去に実績がない業務に見積もりをとって、その後交渉か何かするのか。契約の際のプロセスは何か、見積もりを出させて内容を吟味して、特に問題がなければその金額でということか。</p>	<p>参考見積もりをとって予定価格を立てている。調査範囲が福島周辺だけではなく日本中を調査することと、陸上だけだと簡単に何キロメッシュとかでできるが、海の場合、船舶を使用するので費用がかかる。</p>
	<p>10 水産物の放射性物質調査事業 随意契約にした理由は何か。</p>	<p>漁期が始まる魚種等があり、空白期間が生じると暫定規制値を超えた水産物等が出回る恐れがあるため、すぐにも放射性物質調査を行う必要があり、緊急的な随契として手続をとり、当該研究所と契約した。</p>
	<p>11 赤潮・貧酸素水塊漁業被害防止対策事業(赤潮情報等ネットワークシステムの高度化)</p> <p>a 去年は一般競争の総合評価だったのに、今年は随意契約にした理由は何か。</p> <p>b 一般競争にするのか、企画競争で随契にするのかの振り分けの基準、判断の目安は何か。</p> <p>c 随意でお願いしたいと審査を申請するのか。</p> <p>d 特命随契と緊急随契とは違いは何か。</p>	<p>a 契約方式については、国全体で見直しが行われ、一般競争の総合評価方式でできるものが、調査、研究、広報などに限定されたが、この事業はそのどれにも属さないため、やむを得ず随意契約、競争性を持った企画競争という形式にした。</p> <p>b 基本的に総合評価落札方式を含めた一般競争が原則で、随契の企画競争にするものは、水産庁内に入札契約手続審査委員会が設置されており、そこで認められたものは随契も可能。</p> <p>c 各課に来年度の事業はどの契約方式をとるかを調査して、随契にしたいものを対象に、水産庁内に入札契約手続審査委員会で審査を経て、そこで認められたものが契約可能。例えば水産政策の根幹に係わる基本的な事業で、価格要素を考慮しないで、品質のみを考慮するものが対象。</p> <p>d 随契ができるのは財務省の通達で定められており、この事業が実施可能なのはここだけというのが特命随契で、その際に、ここしかできないことを証明する必要がある。緊急随契は、一般競争では公示期間等の手続きに、1カ月ぐらいかかるので、そこまで待たずに急いで契約する必要がある場合。</p>
	<p>12 再苦情及び苦情処理事項について報告されたい。</p>	<p>本期間においてすべて該当なし。</p>
	<p>13 談合情報について報告されたい。</p>	<p>本期間において談合の事実は認められなかった。</p>

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし。</p>
<p>事務局：水産庁漁政部漁政課政策評価班</p>	